



平成 28 年 4 月 25 日
水管理・国土保全局下水道部

内水浸水対策に関するガイドライン類を策定しました ～新たな「七つ星」が内水による浸水被害軽減を導きます～

国土交通省では、内水浸水対策に関するガイドライン類を策定しました。これらガイドライン類は内水浸水対策の道しるべとなる「七つ星」として、浸水被害軽減にむけて地方公共団体を支援いたします。

平成 27 年に改正された下水道法及び水防法では、官民連携による浸水対策の推進として「浸水被害対策区域」制度の創設や雨水排除に特化した下水道整備（雨水公共下水道）を可能にするとともに、水防法に内水等にかかる浸水想定区域制度などを設けたところです。

このような背景を踏まえ、新たな内水浸水対策を一層推進するため、以下のガイドライン類を策定いたしました。

- 【1】雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）（新規）
- 【2】官民連携した浸水対策の手引き（案）（新規）
- 【3】下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）（改定）
- 【4】水位周知下水道制度に係る技術資料（案）（新規）
- 【5】内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）（改定）
- 【6】下水道管きよ等における水位等観測を推進するための手引き（案）（新規）
- 【7】水害ハザードマップ作成の手引き（改定）【**別途公表**】

平成 21 年に策定した「内水ハザードマップ作成の手引き（案）」のうち、内水浸水想定区域図に係る内容は【5】に、ハザードマップ作成に係る内容は洪水・高潮・津波の各ハザードマップを含め【7】に統合し、別途公表されています。

これらガイドライン類は内水浸水対策の道しるべとなる「七つ星」として、頻発・激甚化する浸水被害軽減に取り組む地方公共団体を支援いたします。

※7つのガイドライン類は、国土交通省のホームページからダウンロードできます。

【1】～【6】 http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000433.html

【7】 http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/index.html

<問い合わせ先>

【1】～【6】について 国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付

課長補佐 斎野 電話 03-5253-8111（内線：34323）

課長補佐 岩井（内線：34312）

直通：03-5253-8432 FAX：03-5253-1597

【7】について 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 野々村 電話 03-5253-8111（内線：35454）

直通：03-5253-8460 FAX：03-5253-1603